米国のシティ・カウンティ統合政府と都構想への示唆

野 田 遊

地域政策学ジャーナル 第4巻第1号 (通巻第6号) 抜刷 2014年7月31日発行 愛知大学地域政策学部 地域政策学センター

米国のシティ・カウンティ統合政府と都構想への示唆

野田 遊

City-County Consolidation and Its Implications Yu Noda

要約:わが国の都構想の議論は、基礎自治体と広域自治体の統合事例を十分に吟味したうえで提案されているようにはみえない。しかしながら、構想の妥当性を正確に判断するには、やはり事例の精査は欠かせない。諸外国では、基礎自治体と広域自治体が統合する事例が複数成立しており、特に米国では長い年月をかけて徐々にそうした政府が増加してきた。わが国と自治制度が異なる米国の事例であるが、その吟味は、わが国の都構想において深く検討すべき有益な視点を提示する。本研究の第一の目的は、米国の基礎自治体であるシティと広域自治体であるカウンティが統合したシティ・カウンティ統合政府の動向や構造を明らかにすることである。さらにその実情から、統合政府を創設するうえで留意しなければならない点を析出し、わが国の都構想の議論では欠如している有用な情報を提供することを第二の目的とする。手順としては、先行研究とインタビューの結果から、統合の動機、USDとGSDにおけるサービスと税の格差許容、そして、統合後の参加手続の確保について論究し、わが国の都構想への示唆をとりまとめている。

キーワード:シティ・カウンティ統合,二重行政,参加手続

1. 研究の意義と方法

大阪都構想は、基礎自治体と広域自治体の統合というユニークな構想である。その狙いは、大阪の経済発展のための一元的な政策形成と実施体制の整備であり、その結果として競争力の高い都市圏をつくることをめざすものといえる。都構想では、特別自治区を設置するとはいっても、強い広域自治体をつくるために大阪市が保有するインフラ整備等の権限が都に吸収されることから、基礎自治体の自治が維持されず自治低減が懸念される。一方で長期的に低迷する地域経済にとっては構想そのものがめざす一元行政による経済発展の利点には魅力がある。都構想に対する賛否はこれまでに数多く提示されてきたことは周知のとおりであるが、ただし、その行政体制の可能性を吟味する作業はいまだに十分ではない。実は、米国では都構想と類似する事例

として、基礎自治体であるシティと日本の府県レベ ルに相当するカウンティ¹が統合するCity-County Consolidation (以下「シティ・カウンティ統合」, 統合された政府は「シティ・カウンティ統合政府」 とよぶ)がこれまでに複数成立している。基礎自治 体と広域自治体の統合事例は、米国に限らずカナダ やイギリス、ドイツなどにもみられるが、米国は 2010年までに41のシティ・カウンティ統合政府が 生まれている最も成功モデルが多い国であり、先行 研究の蓄積もある2。本稿では、このような米国の シティ・カウンティ統合政府が設置された動機や政 府の構造、ならびに統合前後の変化、中でも先行研 究では触れられることの少ない参加手続の変化を 明瞭にするとともに、わが国の都構想への示唆を検 討したい。なお、政府の構造を説明したうえで統合 の動機や効果に言及するという順序も考えられる が、どのような意図のもとに統合政府が導入される

かをあらかじめ把握した方が理解しやすいと考え, 動機や効果を論じたうえで政府の構造を説明する ことにする。

本稿での研究アプローチは、文献サーベイとインタビュー調査による。インタビューについては、比較的最近(2000年)のシティ・カウンティ統合事例で、かつ人口規模の大きなルイビル/ジェファーソンカウンティ(ケンタッキー州)と、同じケンタッキー州であるが基礎自治体の数が1つしかないレキシントン/フェイヨットカウンティの事例、さらに、米国においても統合先進事例であり、2013年で統合50周年3を迎えたナッシュビル/デビッドソンカウンティ(テネシー州)をとりあげ、当時のシティ・カウンティ統合を知る主要な担当者にインタビューを実施した4。

具体的には、ルイビル/ジェファーソンカウンティは、統合当時ルイビル市長であり、現在ケンタッキー州副知事であるジェリー・アブラムソン(Jerry Abramson)氏、レキシントン/フェイヨットカウンティは、2008年までレキシントン/フェイヨットカウンティ合併委員会委員であったデイビッド・スティーブンス(David Stevens)氏、ナッシュビル/デビッドソンカウンティは、ナッシュビル副市長であったジョージ・カテ(George Kate)氏である。インタビューの実施概要は、表1のとおりである。

2. 統合の潮流

2.1 統合事例と検討事例の概観

米国でのシティ・カウンティ統合は、古くは ニューオーリンズ-オーリンズパリッシュ (ルイジ アナ州、1805年) やボストン-サフォークカウン ティ(マサチューセッツ州、1821年)のほか、 1856年にはサンフランシスコ-サンフランシスコ カウンティ (カリフォルニア州), 1874年には5つ のカウンティが統合したニューヨークシティ (ニューヨーク州). 1907年にはホノルル-ホノル ルカウンティ (ハワイ州) などがあり、2000年以 降も2010年までに9地域でシティとカウンティの 統合を実現している(表2を参照)。さらに、法律 で統合したインディアナポリス/マリオンカウン ティなどの事例を除き、多くは、レファレンダムに よりシティ・カウンティ統合が実現しているが、そ うした投票手続等を経て反対が多数を占め、実現に 至らなかった統合検討事例を含めればさらに多い。 たとえば、2010年にはメンフィス/シェルビーカ ウンティ(テネシー州)において統合が否決された。 このように統合が成功しなかったが、統合を試行す る事例は130にものぼる。緩やかなペースではある が,これまでに確実に統合事例,あるいは統合検討 事例が蓄積されてきたのである⁵。

表1 インタビューの実施概要

	ルイビル/ジェファーソン	レキシントン/フェイヨット	ナッシュビル/デビッドソン
	カウンティ	カウンティ	カウンティ
インタビュー応対者	ジェリー・アブラムソン	デイビッド・スティーブンス	ジョージ・カテ
	(Jerry Abramson) 氏	(David Stevens) 氏	(George Kate) 氏
職調查時点/統合当時	(調査時点) ケンタッキー州副知事 (当時) ルイビル市長	(調査時点) ケンタッキー大学教授 (当時) レキシントン/フェイヨット カウンティ合併委員会委員	(調査時点) 弁護士 (当時) 統合前デビッドソンカウン ティ議会議員,統合後副 市長
日時・訪問場所	2013年8月27日	2013年8月28日	2013年8月29日
	午後2時20分~3時	午前9時~10時	午後3時30分~5時30分
	ケンタッキー州公邸	応対者自宅	応対者オフィス
	副知事室	(レキシントン市内)	(ナッシュビル市内)

2.2 シティ・カウンティ統合政府の影響力

インディアナポリス/マリオンカウンティの85万人,ジャクソンビル/デュバルカウンティの78万人,ルイビル/ジェファーソンカウンティの70万人,ナッシュビル/デビッドソンカウンティの57万人というような規模の大きなものから,アテネ/クラークカウンティの10万人少々というところまで,シティ・カウンティ統合事例は,ある程度広い範囲にわたる。ただし,50万人を超えるような規模の大きなものは少ない。大阪都構想の規模はさらに大きなものであるため,政府規模については,米国のシティ・カウンティ統合事例とは隔たりはある。なお,シティ・カウンティ統合の事例は米国の南部に比較的多いという特徴がある(Johnson and Carr 2004)。

図1は、制度改革にともなう政府の権力の変化幅と、 各行政体制による人口への影響を軸にして、地方政府 の境界変更の様相を示したものである。シティ・カウ ンティ統合政府と市町村合併や一部地域の編入、また 特別区政府 (special district governments) の設立 の位置づけが権力や地域への影響という枠組のな かで明示されるわけである。シティ・カウンティ統 合政府は、市町村合併や特別区政府設置と比べれ ば、事例は少ないが、人口に与える影響は最も大き く、また、新たに大きな政府を創造するうえで、関 連する様々な組織の再編成を促し、権力の変化幅も 高い (J.B. Carr 2004a: 230-234)。そもそも市町 村合併とシティ・カウンティ統合では、双方とも規 模の経済を志向し、効率的で有効なサービスの実現 をめざすのであるが、市町村合併は、合併後に市町 村の名称が変わりサービスが若干変化したとして も基本的には以前から居住してきた市町村が異な る政府になったという意識は住民にはなく、同じ政 府のままであると認識される。これに対して、シ ティ・カウンティ統合の場合は、これまでとは異な る新しい政府が樹立されることを意味するという 相違がある (K. Murphy 2012)。

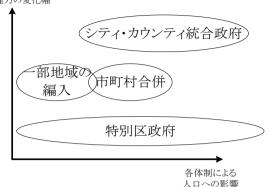
表2 City-County Consolidationの成功事例

Year City/County	Year City/County
Year City/County 1805 New Orleans-Orleans Parish, Louisiana*	Year City/County 1971 Holland & Whaleyville/Nansemond
	•
1821 Boston-Suffolk County, Massachusetts*	County, Virginia
1821 Nantucket Town-Nantucket County,	1971 Sitka/Greater Sitka Borough, Alaska
Massachusetts*	1972 Lexington/Fayette County, Kentucky
1854 Philadelphia-Philadelphia County,	1972 Suffolk/Nansemond County, Virginia
Pennsylvania*	1975 Anchorage, Glen Alps, & Girdwood/Greater
1856 San Francisco-San Francisco County,	Anchorage Area Borough, Alaska
California*	1976 Anaconda/Deer Lodge County, Montana
1874 New York City (5 Counties), New York*	1976 Butte/Silver Bow County, Montana
1902 Denver-Denver County, Colorado*	1981 Houma/Terrebonne Parish, Louisiana
1907 Honolulu−Honolulu County, Hawaii*	1987 Lynchburg/Moore County, Tennessee
1947 Baton Rouge/East Baton Rouge Parish,	1990 Athens/Clarke County, Georgia
Louisiana	1992 Lafayette/Lafayette Parish, Louisiana
1952 Hampton & Phoebus/Elizabeth City	1992 Yakutat/Yakuta Borough, AK
County, Virginia	1995 Augusta/Richmond County, Georgia
1957 Newport News/Warwick County, Virginia	1997 Kansas City/Wyandotte County, Kansas
1962 Nashville/Davidson County, Tennessee	2000 Louisville/Jefferson County, Kentucky
1962 South Norfolk/Norfolk County, Virginia	2000 Hartsville/Troosdale County, Tennessee
1962 Virginia Beach/Princess Anne County,	2001 Broomfield, Colorado**
Virginia	2002 Haines City/Haines Borough, AK
1967 Jacksonville/Duval County, Florida	2003 Cusseta City/Chattahoochee County, GA
1969 Carson City/Ormsby County, Nevada	2006 Georgetown/Quitman County, GA
1969 Juneau & Douglas/Greater Juneau	2007 Tribune/Greeley County, KS
Borough, Alaska	2008 Preston/Webster County, GA
1970 Columbus/Muscogee County, Georgia	2008 Statenville/Echols County, GA

- (注) *はレファレンダムではなく法により統合を決定した事例。**は新しくカウンティが設立された事例。
- (出所) K. Murphy. 2012. Reshaping County Government: A Look at City-County Consolidation, National Association of Counties (NACo), February, P.13.

図1 地方政府の境界変更の様相

制度改革にともなう政府権力の変化幅



(出所) J. B. Carr. 2004a. "Whose Game Do We Play? Local Government Boundary Change and Metropolitan Governance," in Feiock, R. C. (ed), Metropolitan Governance: Conflict, Competition, and Cooperation, Washington, D.C.: Georgetown University Press, P. 230. を筆者が邦訳。

3. 統合の動機と二重行政の解消

3.1 統合の動機と効果

一般になされている市町村合併の事例に比べれば、シティ・カウンティの統合事例は少ないが、ただし米国の市町村合併が2万人未満の小さな自治体を中心になされてきたのに対し、シティ・カウンティ統合は10万人を超える地域でなされ、地域経済への影響は大きい(J. B. Carr 2004a)。

実際、シティ・カウンティ統合の制度改革の理由は、人口増加、規模が大きな投資対象都市圏の拡大、一元的計画推進による「経済発展」、二重行政の撤廃や規模の効率性向上を背景とした「サービス供給の効率確保」、人口規模が大きくなったことによる「都市格の向上」、マイノリティなども含む対象者に広く質の高いサービスを提供できるようになることによる「公平性の確保」などと様々である(K. Murphy 2012)。先行研究の議論における経済発展は、単にGRPが増大することのみを示すのではなく、人口増加や投資拡大も経済発展に含まれる。

統合は、インディアナポリス/マリオンカウン ティのように、レファレンダムではなく法規により 決定した事例もあるが、一般的には住民のレファレンダムで統合可否を決定する。レファレンダムは、市と、市を除くカウンティの双方で実施されそれぞれの住民の意向が反映されるようになっている。

シティ・カウンティの統合の動機のうち、特に経済発展、効率性向上、公平性向上の効果については、先行研究で実証的に検証されてきた。ただし、統合事例をプールして検証する実証研究においては、統合の効果を鮮明に抽出することは難しいようである。たとえば、フェイオックとカーは、フロリダのジャクソンビル/デュバルの統合と経済発展効果の関係を統計的に明らかにしようと検証したが、その傾向を析出できず(Feiock and Carr 1997)、また、9つのシティ・カウンティ統合事例を検証しても、経済発展効果は統計的に得られなかった(Carr and Feiock 1999)。

さらに、50の先行研究をサーベイしたマーチン らは,経済発展,効率性向上,公平性向上の成果は いずれも十分に得られていないと主張する(Martin and Schiff 2011)。サービス供給の効率性は、統合 初期において政府間の職員の賃金を効率的に調整 できず、人件費の嵩む労働集約的サービスに陥って しまう結果、規模の経済を生み出さないという。経 済発展については、13事例は少なくとも部分的経 済発展がみられる研究であったが, しかし, イン ディアナポリス/マリオンカウンティの事例に基 づくものが多く、広い範囲の事例で確かめられたわ けではないと指摘する。統合により公平性が確保さ れるようになったかは、受益と負担の問題や、中心 地域と周辺地域での所得格差の問題, また, マイノ リティの投票率に代表される政治的影響力や代表 性の問題を議論の対象としたうえで、統合により公 平性が確保されることは明らかでないと結論づけ るのである⁷。

もっとも、シティとカウンティの統合であるから、二重行政が解消されることは間違いない。その二重行政の解消の結果として、サービス供給の効率性や質の向上が図られることを実証的に明らかにするのは、とりうる指標が異なるから難しいという理由以外に、各事例の社会的背景、経済的背景、統合の動機など多岐にわたって状況が異なるため、そ

れらを一律にコントロールし、統合の効果を発現させるのは容易ではない。この場合、事例研究の蓄積が有益な検証手段となる。しかし、マーチンらによる研究で対象とされる先行研究には、シティ・カウンティ統合研究では最も網羅的に事例を深く探究したリランドとターマイヤーの比較研究は参照されていない。加えて、マーチンらが扱う先行研究は、必ずしもシティ・カウンティ統合の事例ばかりでなく、市町村間の合併事例も含まれており、そうした合併の効果が十分でないと言ってもシティ・カウンティ統合に援用できるとは限らないという問題もある。

こうした中、リランドとターマイヤーは、シティ・ カウンティ統合に関する先行研究のうち、統合時の 動機として最も多い争点は、サービスの公平性や効 率性確保よりも経済発展であったことを導出する (Leland and Thurmaier 2006)。そのうえで、主 要事例の統合効果を丹念に吟味し、地域経済の発展 に統合が寄与する点を析出するのである(Leland and Thurmaier 2004, 2010)。シティとカウンティ による統合は、一般にそれまでのシティの区域を他 の基礎自治体との合併により拡大させ、中核を拡大 させる。つまり、周辺地域の編入を通じた中核地域 づくりであり、そうした中核地域が抱える人口に対 するサービスの維持を主眼としている。個々の地域 を維持するというのではなく中核地域づくりが 個々の地域も含む地域経済の発展に寄与するもの という発想である。なお、事例によっては経済発展 の効果を捉えられないものがいくつもあり、たとえ ば、カンザス州ではシティ・カウンティ統合の後に 人口増大と所得向上を実現したが、統合後に所得が 減少しているモンタナ州の事例もあげられる (Fauk and Hicks 2011)

3.2 インタビュー調査結果にみる統合の動機

実証研究では該当しないものの、当方の行ったインタビューの結果からいえば、地域の経済発展を動機とする事例に、ルイビル/ジェファーソンカウンティが含まれる。ルイビル/ジェファーソンカウンティの場合、ルイビル市において1950年から2000年ま

でに31%もの人口が減少していた。このような中 で、政府のアカウンタビリティ、効率性、公平性、 経済発展がシティ・カウンティ統合により向上する 点に関して、行政や学者らが事前に何らかのかたち で明示していたわけではなかったものの、市民はこ のままではルイビル市の人口減少が収まらず、一方 で市内の公共施設を市外の住民が利用するという 状況が続くことを懸念していた。このため、こうし た問題の解決には統合が望ましいと住民たちは考 えるようになったという。そして住民は、政治的指 導者や経済界、新聞社による影響も強く受けたよう であるが、特に市長のジェリーアブラムソンへの信 頼は高かったようである。その意味で市民は客観的 な証拠に基づくのではなく、主観的な判断で投票 し、一方、企業にとっても市より規模の大きな都市 圏に投資することを望み、統合の機運が高まったと される (Savitch and Vogel 2004)。

ルイビルにおいては、1956年、1982年、1983年 のレファレンダムでは統合が否決されたが、ついに 2000年に可決され統合に至った。内訳は4回とも ルイビル市の住民は統合に賛成であったが、統合が 否決された3回の投票はいずれも、市以外のカウン ティ内住民が統合に賛成しなかった。インタビュー の結果によれば、市の問題は市で解決すればよくカ ウンティ住民は関わりたくなかったと言われる。

他方、ナッシュビル/デビッドソンカウンティ は、1958年の投票での統合否決後、1963年に可決 され統合に至った。統合の背景には、ナッシュビル 市を包括するデビッドソンカウンティの急速な人 口増加があった。1940年代後半から50年代後半に かけてデビッドソンカウンティの人口は10年間で 64%も増加した。この人口増加は人口密度を上昇 させ, 下水道, 公衆衛生, 医療, 図書館, 交通の需 要の増加につながった。ナッシュビル市の面積は当 時23平方マイルでデビッドソンカウンティの533 平方マイルに占める割合は小さなものであったが, 問題は、デビッドソンカウンティの人口増加は、 ナッシュビル市ではなく、郊外において生じてお り、郊外住民がナッシュビル市の図書館や公園等の 公共施設をナッシュビル市に税を払わずに利用す るという状態が生じていたことにある。統合はこの

ようなスピルオーバーを是正し受益と負担の適正 化を図るためになされたのである。

他方、インタビュー先のレキシントン/フェイ ヨットカウンティの事例においては、特殊な事情が 統合の動機であった。この地域は、1974年に行わ れた1度のレファレンダムで可決された稀な事例で ある。実は、統合の動機は、この地域が競走馬のサ ラブレッドの世界的産地として有名であったこと が背景にある。具体的には土地利用の管理一元化を 主たる統合の理由としていた。統合前の土地の開発 対象は10エーカー以上であり、その場合、下水の 浄化槽の設置が可能であったのが、統合後はさら に、下水処理のための土地の面積基準を上げ、40 エーカー以上でないと開発できないようにした。こ れは下水処理という理由以外に、 馬の飼育には広大 な土地が必要であり、小規模の土地利用を防ぐ意味 と, あわせて, 景観上の配慮もあり, 土地利用上一 定規模以上の面積でなければ、開発できないように 規制をかけたのである。統合前は、土地利用がシ ティとカウンティで二元的に管理されていたが、統 合後は一つの政府による一元管理となった。このよ うにレキシントンの統合の動機は他地域とはかな り異なっており、シティ・カウンティの統合事例に はこのような特殊な動機をもつものも含まれる。

3.3 二重行政の解消

シティとカウンティの統合は、二重行政を解消する。二重行政の解消は、組織統合による人件費削減、業務統合による効率化、サービスのわかりやすさの改善、さらにはサービスの向上の効果を生む可能性がある。

たとえば、ルイビル/ジェファーソンカウンティの事例では、警察長(police chief)、会計管理者(finance chief)、救急局長(ambulance chief)、消防局長(fire chief)について、統合前に2つの組織があり2つの長官職が存在したが、統合により一元化され、事務が集約されるとともに人件費削減の効果が得られたという。組織の統合は予算の統合のほか、公務員の人事管理の一元化、税率の統一につながる重大な第一歩である。

業務統合による効率化については、ルイビル/

ジェファーソンカウンティでは、シティとカウンティの双方で、政府が民間の金融機関をスポンサーとして銀行業務を行っていたのが、統合により業務を集約し1.2億円の財源を捻出したという。また、組織の統合により、住民からみたサービス供給主体のわかりやすさが一層向上するといえるが、この点については、たとえば、パトカーや救急車の色が統合前にシティとカウンティで異なっていたものを統一色にするとともに、警察、救急、消防の職員全員がつけるバッジが統一されたという点があげられる。

事業のわかりやすさは、外観の改善にとどまらず、民間事業者の手続きの面でも効果があった。民間事業者がシティで事業を行う場合、統合前はライセンス料をシティとカウンティの双方に支払わなければならなかったが、統合後の支払いは一度で済むようになり、金銭的にも事業者からみて経済的になった。

マッカーサーの研究で、統合後にサービス水準が 向上したと認識する住民が多かった点を後述する が、インタビューの結果からもサービス水準の向上 に関する具体的事例を聞き取ることができた。たと えば、道路行政に関してである。カウンティの境界 線上に続く道路の舗装を行う際、市内は市が舗装業 務を担うが、カウンティの区域になればその管理は カウンティが担う必要がある。ただし、カウンティ は財政的余裕があまりなく、実際には舗装されない ケースがあり、道路環境の改善がしばしば問題に なっていた。このようなケースでは、カウンティと シティで別々に道路舗装を行うのではなく,シ ティ・カウンティ統合政府として一元的に道路を舗 装する方が経費や管理の面でより効率的になる。こ うした一元管理は道路の除雪作業でも同様である という。統合前は、行政による除雪作業が十分でな いと、住民はしばしば不平を表出することがあっ た。ところが、統合後はシティ・カウンティ統合政 府により一括して除雪作業ができるようになり、二 重行政のデメリットの解消効果があったとされる。 このように、シティとカウンティの統合による一元 行政は,経費節減のほか,サービスの質向上にも貢 献することが実感されているようである。

4. 米国におけるシティ・カウンティ統合政府 の構造

4.1 シティ・カウンティ統合政府の構成

シティ・カウンティ統合政府は、一つのシティがカウンティと統合し中核の都市区域(urban service district: USD、詳細は後述)を形成する場合(ルイビルの例)、一つのシティがカウンティと統合し非法人地域(unincorporated territory)を含み中核の都市区域(USD)を形成する場合(ラファイエット(Lafayette)の例)、一つのシティが他のタウン等の自治体とともにカウンティと統合し中核の都市区域(USD)をつくる場合(インディアナポリスの例)がある。非法人地域とはカウンティのもとに自治体が設立されていない地域である。このようなシティ・カウンティ統合政府以外に、カウンティ内には統合に参加せず統合後も継続して存在する郊外都市(suburban cities)や、統合時にUSDに包含されない非法人地域(ルイビルの例)もある。

ナッシュビル市 (Nashville, 545,524⁸) は、デビッドソンカウンティ (Davidson, 569,891) と1963年に統合しシティ・カウンティ統合政府を樹立した。デビッドソンカウンティ内にあるが統合に加わっていない市 (Goodlettsville 9,115, Forest Hills 4,710をはじめ計7市)も存在する。ちなみに、統合直前の1960年の人口はデビッドソンカウンティで399,743人、ナッシュビル市で170,874人であった (Booth 1963: 13)。

ルイビル市 (Louisville, 256,231) は,ジェファーソンカウンティ (Jefferson, 693,604) と2000年に統合し,統合に参加しないシティは計90市存在する (Jefferson City 26,633, St. Matthews City 15,582など)。ルイビル/ジェファーソンカウンティ全体の人口の3分の1がルイビル市,3分の1が郊外都市,3分の1が非法人地域となっている。

また、インディアナポリス市 (Indianapolis, 781,870) は、12のタウン (Cumberland Town 2,824, Meridian Hills Town 1,713など) とともに1970 年にマリオンカウンティ (Marion, 860,454) と統合し一つのシティ・カウンティ統合政府となった。マリオンカウンティ内で統合していない市も4つあ

る (Lawrence City 38,915, Beach Grove City 14,880など)。

他方、一つのシティとカウンティのみが統合し、カウンティ内に、他にシティ等の基礎自治体が存在しないレキシントンの事例もある。レキシントン市 (Lexington、260,512) がフェイヨットカウンティ (Fayette) と同じ大きさの区域であり、区域が同一で別々の政府が行ってきたサービスを1974年のシティ・カウンティ統合により一つの政府レキシントン/フェイヨットカウンティ (Lexington-Fayette 260,512) として一元的にサービスを行うことになった。

一見多様に見えるシティ・カウンティ統合政府ではあるが、ただし、一つの中核的な市があり、当該都市を中心とした周辺の基礎自治体やカウンティが統合する方式を採用しており、中核的な複数の都市があるわけではない。重要なことは、中核地域づくりが進められていることであり、周辺地域も中核地域と合併し中枢性を向上させていることである。

4.2 区域と事務

シティ・カウンティ統合政府は、異なるサービスを提供する二つの区域を有する。一つは、カウンティの中心的な都市区域である先述のUSDであり、統合前のシティに該当するエリアで、統合時に他の区域を含め拡大することもある。もう一つは、GSD (general service district) と呼ばれるエリアで、カウンティ全体のうちUSDを除く地域をさす⁹。

シティ・カウンティ統合前後の事務の変化は、たとえば表3のように示される。表3はサービス供給主体ごとのサービスの一覧であり、サービス供給対象地域が明示されているわけではない。たとえば、統合前のカウンティや統合後のGSDの列のサービスは、郊外都市、非法人地域を含むカウンティ全域に提供される。さて、統合前にカウンティが行ってきたことは、統合政府がGSDで引き継ぎ、それに加えて、統合政府はUSDの事務を担う。郊外都市は従来通り自らが行ってきたサービスを継続するとともに、カウンティにより以前から受けていた裁判、刑務所、福祉サービスなどを統合後にGSDのサービスとして享受する。カウンティ内の非法人地

域も同じくGSDのサービスを受けることになる。

USDは、GSDで提供されてきたもの以上の追加的サービス(たとえば、警察行政、消防、下水道、リサイクルなど)が供給される。これらはUSDの住民がGSDの住民よりも高い税金を支払っているから提供されるサービスである。たとえば、ルイビル/ジェファーソンカウンティのGSDでは固定資産税は100ドルあたり12.8セントであり、有形動産税(民間企業の事業におけるコンピュータ器具や備品に係る税)は100ドルあたり16.6セントが課税される。USDではこれらの額に加え、固定資産税は100ドルあたり37.43セント、有形動産税は100ドルあたり56.6セントが追加的に課税される(Pennsylvania Economy League 2007: 77)。USDの税率は、政府統合後、即座に上げられると

は限らない。ルイビル/ジェファーソンカウンティでは、統合の効果が現れるまで税は上げられず、2004-05年度はそれまでよりもUSDの税率は低く設定されていた(Pennsylvania Economy League 2007: 77)。

統合前に生じた借金,たとえば電力施設の建設時の 債務は,統合後は統合前に支払う義務が生じていた住 民とそうでない住民を区分し,支払う義務のある住民 に課せられることになる (K. Murphy 2012: 5)。

また、場合によっては郊外都市が追加でシティ・カウンティ統合政府に税を支払うことによりUSDが提供しているサービスのいくつかを追加して受けることも可能である。後述するルイビルと郊外都市の間で導入されているリサイクルシステムがこうしたケースに該当する。ナッシュビルには、6つ

表3 City-County Consolidation 前後の事務分担の変化

機能		統合前			1	統合後		
		カウンティ	シティ	郊外都市		GSD	USD	郊外都市
	裁判	1				1		
1 %	選挙	1				1		
	救急(聴取)	1				1		
	救急(派遣)	1		少し		1		少し
	危機管理	1				1		
	社会福祉	/				1		
ーテ	刑務所•拘置所	1				1		
١.	検察医	1				1		
1の	生活困窮者のための老人ホーム	1				1		
機	資産評価	1				1		-
能	国選弁護人	1				1		
ĦE	公衆衛生	1				1		
	公記録・登記(不動産譲渡、遺言)	1				1		1
	退役軍人向けサービス	1				/		
	計量行政	1				1		
	橋梁検査	/	1			-	/	
	最高行政/市長	1	1	1	I 1	-		/
	議会・評議会	1	/	1	I N .		/	/
	経済開発	1	1	1	III.	-		1
重	施設管理	1	1	1		-		1
複複	財政	1	1	1		-	/	/
し	港湾管理	1	/	1		_		/
7	人事	1	/	1		-	/	/
L)	情報通信	1		1				/
る	司法	1	/	/			/	/
機	少数民族・弱者・女性の就労	1	/				′	
能	公園・レクリエーション	/	/	/			<i>'</i>	/
ĦE	企画	/	/	/			′	/
	警察	/	/	少し	<i> </i>		′	少し
	調達	/	/	/			′	/
	道路管理	/	/	/			′	/
	徴税	/	1	/			<u> </u>	/
	動物管理			/				/
	建物検査/条例執行		✓	/			✓	/
	救急医療		/	/			/	/
	消防		/	1			/	/
	図書館		1	/			✓	/
	警察	限定的	1	1		限定的	1	/
能	ごみ収集・リサイクル		/	1			/	/
ĦE	公衆衛生/雨水管管理		✓	/			/	/
	道路清掃		/	1			/	1
	街路照明		/	1			/	1
	ゾーニング		/	1			/	/

(出所) Pennsylvania Economy League of Southeastern Pennsylvania. 2007. A Comparative Analysis of City/County Consolidation. P. 18 を筆者が邦訳

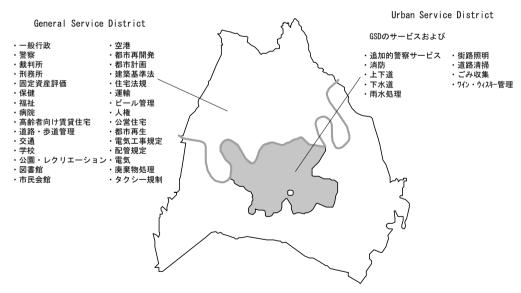
の郊外都市があり (Belle Meade city, Forest Hills city, Oak Hill city, Berry Hill city, Dupontonia (Lakewood) city, Goodlettsville city), これらの6 都市はGSDの一部であるが、それぞれ憲章をもっ ており、カウンティによるサービス以外に各都市固 有のサービスを提供できる。ただし、すべて1万人 未満の小さな都市であり、USDと統合するという 選択肢もありうる。つまり、郊外都市は自発的にシ ティ・カウンティ統合政府にUSDとして編入され ることも許容されている。もちろん、その場合は USDの税を住民は支払うことになる。たとえば、 1960年にナッシュビルはGSDの一部と合併し, USDの区域を拡大させた。アネックスされたエリ アは、カウンティの一部であったが、人口が増加し ており、サービス需要が増大していた。こうした中 核の拡大は、まさに中核地域づくりである。市長は 市議会との協議をふまえカウンティと相談し、合併 を実現する権限をもっている。

もっとも, 地域によって, 統合前にカウンティ,

シティにより担ってきたサービスの範囲も、統合後にそれらの政府が担う範囲も異なる。ちなみに、ルイビルの場合は、統合前はカウンティが社会福祉、保健、刑務所、道路整備、警察、救急を、シティがごみ処理、リサイクル、道路清掃、街路灯整備、警察、救急を管理していた。統合後にはこれらの事務をシティ・カウンティ統合政府が担い、USDではごみ処理やリサイクル、道路清掃や街路灯整備等をGSDの業務に追加して提供している。消防については、米国では特別区政府を設置して供給されることが多く、特殊な政策分野である。ルイビルの場合は、消防についての18の特別区政府が設置されており、住民は市に支払う税とは別に特別区政府へ税を支払うことで消防サービスが提供されてきた。

図2は、ナッシュビル/デビッドソンカウンティの1966年時点でのUSDとGSDにおける事務の種類の相違を示したものである。USDでは、GSDで提供されているサービスに追加して警察や消防、ごみ収集などが実施されている。ナッシュビル/デ

図2 USDとGSD (ナッシュビルーデビッドソンカウンティ統合政府 (1966年) の事例)



(出所) R. E. McArthur. 1971. *Impact of City-County Consolidation of the Rural-Urban Fringe: Nashville-Davidson County, Tenn, Economic Research Service*, U.S. Department of Agriculture (BiblioGov. 2012), pp.6-7 の 2 頁の内容を1頁に筆者が加工(邦訳)

ビッドソンカウンティにおいては、消防は当初ナッシュビル市での都市サービスであり、都市以外では供給されていなかった。したがって、USDの外の居住者は、消防サービスを利用する場合、民間の消防会社と契約しなければならなかった。ところが、統合して20年後、メトロ議会(Metro Council)において消防をカウンティ全域で行うことが決定され、カウンティ内のさまざまな地域に消防署を建設するとともに、消防署の整備に必要な水道施設についても各地に整備されることになったという。

4.3 区域によるサービスの相違のイメージ

ここまでの議論において区域により受けられるサービスの種類や税が異なることが理解できたであろう。区域によるサービスの相違をさらに深くイメージするため、特定のサービスの享受が、区域によりどのように異なるかをいま一度確認しておこう。まず、区域は大きくはUSDとGSDに区分でき、このうちGSDは郊外都市と非法人地域に区分できる。これらの区分に基づき、住民が受けるサービスの相違をルイビル/ジェファーソンカウンティにおけるごみ収集を例にしてみてみれば、次のように言うことができる。

USDであるルイビルメトロではごみ収集を行う ための従業員を公務員として直接雇用しており, サービスを滞りなく実施できるが、GSDにある郊 外都市においては市が民間事業者と契約し、民間事 業者がごみ収集を行っている。一方、GSDの非法 人地域では民間事業者にごみ収集を依頼するため の契約を各家庭がそれぞれ直接結んでいる。このよ うに、区域によって、市がごみ収集を直接行うか、 民間事業者が行うか、民間事業者が行う場合でもそ の契約を市が行うか、各家庭が行うかという相違が ある。USDでは市が一括してサービスを提供し、 GSDのうち郊外都市ではそれらの個々の都市にお いて市が契約した事業者がサービスを提供し、非法 人地域では事業者は契約している個々の家庭にの みサービスを提供する。こうした契約方式はリサイ クルの仕方に影響する。

非法人地域では,各家庭が契約事業者との間で個別に収集日を決めており,それらの日が各家庭で異

なるため、ごみを一斉に収集しリサイクルを行うというような取組はできない。一方、USDのルイビルや郊外都市では、収集日をあわせたうえで、リサイクリングシステムを導入している。USDのルイビルと郊外都市の住民は、リサイクルに必要な税を支払うことになる。非法人地域ではリサイクルがなされていないことから、そのための税はない。

4.4 統合後のサービスの質

GSDにおいて、統合前にカウンティで供給され ていたサービスの質が、統合後に低減したかどうか という点は、合併前後のサービスの質の変化を懸念 する論者が多い日本にとって、興味深い論点であ る。ナッシュビルをはじめ筆者が実施したヒアリン グでは、サービスの質の変化に対する住民の不満は あまり聞かれないというものであった。サービスの 質の変化に関しては、統合後はカウンティと市が同 一の政府となり、統合前に市が提供していたサービ スの一部はGSDにおけるサービスとなる。このよう に、統合前の市のサービスであったものが、統合後 のカウンティ全域でのサービスになるものは、地域 により多様であるが、特に公園・レクリエーション、 建築基準法や住宅法等の規定や検査関係、交通規制 のサービスで顕著であると言われる(McArthur 1971: 15).

4.5 統合の障壁としての学校区

一般に統合の障壁になるのは、格差のある教育水準の学校区の統合と言われる。自らの子どもを通わせる学校区が、シティ・カウンティ統合を契機に、教育水準が低い他の学校区と統合すれば、シティ・カウンティ統合には賛成しない住民も多くなる。教育問題が制度改革の大きな障壁になるのはいずれの国でも同様のようである。ルイビルとジェファーソンカウンティでは、シティ・カウンティ統合前の1974年の学校区倒産を契機としてカウンティでつつの学校区に統合され、現在は効率的にサービスを行っているということであった。学校区統合前、人種的マイノリティの割合は、市の学校区で50%、カウンティ全体では10%であった。これが学校区の統合によりいずれの地域でも良質な教育サービ

スを展開できるようになったという。統合が進まない地域の多くは、親が他の学校区と同じ区域になることを嫌がり統合反対の機運が高まるのが要因となる。その意味で、学校区が一つになっているのは非常に運営しやすいと、インタビューに対応いただいたアブラムソン前ルイビル市長は述べていた。

5. 政府形態

米国の地方政府には、市長-議会型 (Mayor-Council), 議会 - 支配人型 (Council-Manager), 理事会型 (Commission) などの政府形態 (Forms of Municipal Government) がある。ヒアリング 対象先の統合政府は、統合後はいずれも市長-議会 型であり、統合前の市の制度を引き継ぐものであっ た。市長-議会型においては、市長が市民により選 挙で選出され、予算編成権や人事任命権等をもつ市 長権限の強固な強市長制 (Strong-Mayor Form) と、 市長が議員の一員であり予算編成権や任命権等の 権限も弱い弱市長制 (Weak-Mayor Form) に分け られ、さらに、この2分類以外に、政府形態の多様 性に忠実に分類しようとする試みもなされている が(自治体国際化協会 2006: 9-10), ひとまず2 分類に沿っていえば、インタビュー先の政府形態は いずれも強市長制が採用されていた。その背景に は、シティとカウンティの統合により効率化を図ろ うとしており、政府形態も強力な市長の権限のもと での運営を目指したという意図がある。

インタビュー先の地域では、統合前のカウンティは理事会型の政府形態をとっていた。たとえば、統合前のルイビル市では、市長ー議会型であったが、統合前のカウンティは、カウンティ理事会(county commission)の形態をとっており、カウンティの長はカウンティ・ジャッジ(county judge)とよばれるものが就き、カウンティ高官(county executive)と理事(county commissioner)が理事会の構成員であった。このカウンティ理事会はcourtと呼ばれていた。なお、ジャッジとはいえ法曹資格をもっているわけではなく、あくまでも伝統的に呼ばれてきた単な

る呼称である。統合後は、統合前のルイビル市の政府 形態を採用し、市長を頂点にした一つの行政部門と、 26人の部門長を長とした立法部門 (legislative branch) が設置された。

統合後の地方議会の議席数や、執行機関における 首長を含む公選行政職員は表4のとおり数量的に把 握できる。まず、地方議会について、ケンタッキー 州のルイビル/ジェファーソンカウンティとレキ シントン/フェイヨットカウンティはフルタイム であるが、他はパートタイムである。また、ナッ シュビル/デビッドソンカウンティのみUSDを代 表する議席が設置されている。ディストリクトごと に選出された議席と全域を代表する議席を合計し た議席数は、必ずしも人口に比例しているわけでは なく. 人口千人当たり議席数をみればわかるとお り、ジャクソンビル/デュバルカウンティはそれが 0.46と少なく, ナッシュビル/デビッドソンカウ ンティは2.81で非常に多い。ナッシュビルでは USDを代表する議席が設けられるとともに、人口 当たり議席数も多いことから、民意をより適切に汲 みとれる体制に配慮していることがわかる。

市長をはじめとした公選職員についても、統合前後の比較を表に掲載している。いずれの政府でも公選職員が統合前より減少しているが、とりわけジャクソンビル/デュバルカウンティにおける減少幅(13→5)が大きい。ジャクソンビル/デュバルカウンティは人口当たりの議席数が少ないだけでなく、公選職員を大幅に減少させるという改革を行った様子がうかがえる。指揮命令の集約の結果である。

シティ・カウンティ統合政府の議会議員は、区域 ごとの代表者と、全地域から選出された全体の代表 者の混成であり、区域の代表を通じて区域ごとの住 民の意見が表出され、その結果としてマイノリティ の意見も表出される仕組みになっている。また、公 選により行政組織の高官や保安官、会計係、ディス トリクト弁護士、会計監査役などを選出する。シ ティ・カウンティ統合後は、公選職員の人数は統合 による集約の結果減少することになる。

夷◢	シティ・	カウンテ	ィ統合政府の議会議席数と公選職員数
不도 4	ンティ・	・ハソンエ	1 初6以时以我大我活致C 公珠啦目数

	インディアナポ リス/マリオン	ジャクソンビル/ デュバル	レキシントン/ フェイヨット		ナッシュビル/ デビッドソン
議席数計 (人) ディストリクト選出 全域選出 フルタイム/パートタイム USBに限定した選出有無	29	19	15	26	40
	25	14	12	26	35
	4	5	3	一	5
	パートタイム	パートタイム	フルタイム	フルタイム	パートタイム
	無	無	無	無	有
人口(2000年)(人)	860,454	778,879	260,512	693,604	569,891
人口1000人当たり議席数	0.98	0.46	0.86	0.97	2.81
統合後シティ・カウンティ計(人)	10	5	8	8	10
市長	1	1	1	1	1
他の公選職員	9	4	7	7	9
統合前シティ・カウンティ計 (人) 統合前シティ計 (人) 市長 他の公選職員 統合前カウンティ計 (人) チーフエグゼクティブ 他の公選職員	15 1 1 0 14 5	13 9 5 4 4 0 4	9 1 1 0 8 1	9 1 1 0 8 1	11 1 0 10 1

(出所) Pennsylvania Economy League of Southeastern Pennsylvania. 2007. A Comparative Analysis of City/County Consolidation, pp.29–30を邦訳・一部加工

6. 自治と民主主義

6.1 自治低減と住民意識

大阪都構想は、市の権限を広域自治体が吸収する政府構造であるため、自治の低減につながるという批判がある(高寄2011)。基礎自治体と広域自治体の統合により樹立されるシティ・カウンティ統合政府でもそのような懸念はなかったのであろうか。シティとカウンティの統合は、制度改革論者が用いてきたロジックとして、自治体の政治を先導してきた集票組織を制御する権限を奪うような構造変化があるとされている(J. B. Carr 2004b: 5)。シティ・カウンティ統合は、統治主体を変革し地域に大きなインパクトを及ぼすものであり、住民にとっても、統合をレファレンダムで決めること自体、自治を規定する重要な選択である。

そのような自治と統合の関係の検討に先立って、統合前後のサービスや税等に対して市民がどのように認識しているのかをみておくのは有益であろう。このような市民意識に関わる研究として、ナッシュビル/デビッドソンカウンティの統合前後のアンケートやインタビューによる分析をあげるこ

とができる。

一つは、マッカーサーの研究である。統合後のメトロ政府が統合前と比べ行財政運営を効率的に行っているか、サービス水準、税負担、満足度等が統合前後でどのように変化したかに言及している。行財政運営の効率性については、統合前より効率的になったという意見が67.7%に達しており、サービス水準は、統合前と同程度が58.1%を占めるが、改善したという意見は34.3%で、ある程度評価されている(McArthur 1971: 19-21)。片や、税に関してはサービスと比べ税が高いという意見が6割、税に対して統合前に認識していた水準より満足しているかどうかは、満足していないが46.2%という結果で、税については統合後の評価はやや低くなっている(McArthur 1971: 21-24)。

さらに興味深いことに、政治的有効性感覚に関わる質問も設定されている。統合により、議員が市民に気遣うようになったか、市民がコミュニティにおける問題を認識した際に政府に影響力を与えやすくなったか、問題が生じたときにどの政府担当者に連絡すればよいかわかりやすくなったかが関連する設問である。気遣いについては、違いがないとい

う回答が最も多かったが、問題が生じた際の政府への影響力は統合後において高くなっており、連絡先担当者は統合後にわかりやすくなったとする意見が多く、有効感は統合後において高まったようである(McArthur 1971: 25-27)。

一方. ブースの研究では、ナッシュビル市とデ ビッドソンカウンティの統合に関する1958年のレ ファレンダム (結果は否決) の事前予測について. 投票直前に行ったナッシュビルの市議会議員とデ ビッドソンカウンティのジャッジへのインタ ビュー調査により分析している。結果,81%の回 答者が1958年の投票は否決されると予測し、住民 が十分に統合に関する情報を提供してもらってい ないことや、税金が上昇することへのおそれ、一つ の政府や長に権力が集中することへの懸念が統合 否決予測の理由として多い意見となっている (Booth 1963: 31)。加えて、郊外都市の住民への インタビュー調査により、統合賛成者においては、 統合は経済的で効率的であり、サービスの質が改善 すると考える人が多いが, 一方, 反対者は統合しな くても現状のサービスに満足しており、むしろ税の 上昇を懸念するといった理由が多いという(Booth 1963: 39–42)

統合により行財政運営の効率性が高まり、サービ ス水準もよくなると考えられる一方で、税負担上昇 への懸念が統合可否に影響する。ここであげた住民 等の意識の研究では、ただし、住民が統合政府に権 限を吸収されてしまうという意識については質問 されていない。本稿の関心は、中心市の住民が権限 を吸収されてしまうという意識をもつかどうかを 把握することである。インタビュー調査の結果は, 3事例とも同様であった。代表例としてナッシュビ ル/デビッドソンカウンティの事例をとりあげる が、カウンティ内のナッシュビル市以外の住民は、 農村地域で生活に必要なサービスが行政から十分 に提供されており、行政が提供していないものは自 らが民間事業者と契約するから事足りるという意 識をもっていた。そのような中で、統合する場合、 市が権力を握り、農村地域が提供する様々な機能を 市が握ってしまうかもしれないし、また、サービス が高くなったとしても都市部の税金は農村地域の 人たちにとっては高いため、住民は当初、統合のメリットをあまり感じていなかったとされる。一方、中心部の権限が統合により吸収されてしまうことを懸念する意識は中心部の住民になかったとされる。つまり、中心部と統合するとむしろ周辺地域の住民が高い税負担を求められ、そうであれば、中心市に居住しない周辺地域の住民は、低いサービス水準のままでよい(現状の農村地域でのサービスでも十分である)という。これが米国の住民意識の実情であり、自治低減を懸念する日本の議論とはかなり異なる。

日本の自治体は、フルセットで事務を担ってお り、米国に比して広範なサービスを既に供給してい る。それらの広範なサービスを担保する税負担につ いては、それを担えない自治体でも地方交付税制度 をはじめとした財政調整を通じてサービスを供給 できる体制になっている。そのような既に広範な サービスを提供できる体制が確保されている状況 では、いずれかの自治体のサービスを他の政策主体 が吸収したり、削減したりすると、既にあったもの が奪われる感覚になるといえる。特に権限を多く持 つ大都市に関しては、仮に権限が広域自治体に吸収 されるとした場合, 権限が奪われる感覚がさらに強 くなり、そうした自治低減意識につながる権限吸収 を嫌う論者が多くなるといえる。日本の自治体は, 拡大基調の政策課題への対応の中で戦後一貫して 蓄積してきたところの、必要なサービスの種類と量 は、ともに既に飽和状態にあるように感じられる。 政策の優先順位付けに注力せず、サービスを積み上 げてきた結果として, 財政逼迫状況から抜け出せな いでいるのが現状である。

これに対して、米国の自治体に関しては、住民の 税負担に基づきサービスを創出するという住民の 意識が暗黙のうちに形成されているようであり、行 政は手厚くサービスを蓄積してきたわけではない からサービスは種類と量ともに飽和しておらず、 サービスを必要とする人が、必要に応じてその分の 税を支払い、サービスをつくる、もしくはサービス を提供する政府をつくるという発想が日本よりは 根付いているようである。

6.2 統合と参加手続

シーモンとフェイオック (Seamon and Feiock 1995) は、シティとカウンティの統合前後の地方 選挙の投票率を時系列に検証し、統合により投票率 が高くはならない点を提示する。シティとカウン ティの統合により政府規模が大きくなり対応能力 が増大するからといって、必ずしも政治的関心が上 昇し、投票率が上がるわけでないという主張であ る。しかし、市民が参加できるように、統合後に政 府が参加手続を準備しておくことは統合前よりも 重要になるのは明らかである。これは、多くの事例 で統合がレファレンダムで決定され、市民のそうし た意思に応え, アカウンタビリティを強化していく 行財政運営が, 統合後に一層求められるようになる からである。ただし、統合後にどのような参加手続 の工夫がみられるかは、先行研究では必ずしも明確 になっていない。本稿では、この点をインタビュー により把握することにした。

インタビューでは、参加に関わる様々な手法 (パ ブリック・ヒアリング、アンケート、広報紙等)に ついて質問した。この結果、アンケート調査や広報 紙の配布というような手法, つまり, 広く意見を聴 いたり、情報を提供できるような比較的手のかから ない手法ではなく、パブリック・ヒアリングといっ た手のかかる丁寧な手法が頻繁に採用されるよう になったという。さまざまな政策分野に関してパブ リック・ヒアリング(公聴会)が開催されている。 それらはHP等によりいつどこで開催されるかが確 認できるようになっており、関心をもった市民が参 加できる。たとえば、ナッシュビル/デビッドソン カウンティでは、統合後は、議会がパブリック・ヒ アリングを開催し、ディストリクト選出議員がパブ リック・ヒアリングを通じて、ディストリクト内の 住民とコミュニケーションを一層深くとるように なっているという。もっとも、議会が住民の意見を きく公聴会は統合前から存在したが, 統合後は, パ ブリック・ヒアリングを通じて、現状の課題を住民 から聞き出し、意見交換を行うなど、住民のニーズ をくみ取る活動を積極的に行っているのである。参 考までに、シティカレンダーには、いつどのような 会議が開催されているかを市民に提示するような

情報が掲載されている10。

また、同じナッシュビル/デビッドソンカウン ティの事例では、図書館委員会 (library board) や公園・レクリエーション委員会 (parks and recreation board), 教育委員会(Board of Education)等の委員会の委員が市長や議会から任 命され、委員会を運営するが、一方で、それらの委 員会は通常毎月1回パブリック・ヒアリングを開催 し、市民に対して活動内容を報告するとともに、意 見交換を行っている。委員会が行うパブリック・ヒ アリングについても、議会と同様に統合前から存在 したが、統合後においても市民の意見をしっかりと くみ取る場を継続的に設けている。特に、土地利用 や教育関連のパブリック・ヒアリングへの市民の参 加数が多いという。土地利用は持ち家の人たちに とって住環境の維持、改善が重要な関心事であり、 教育関係については子どもをよい学校に通わせた いという思いをもつ親が多いことから関心が高い。 ただし、このような会議への参加は、日本と同じよ うに高齢者や地域の団体の代表者が多く、参加する 若者はいるものの、あまり多くはないという。

もう一つの主要な統合前後の参加手続に関する 変化は、統合後に広聴機能を強化する体制をつくっ ている点である。住民の不平不満や意見をくみ取る 体制を強化するために、カウンティのディストリク トごとに、区域の代表者としての議員がおり、彼ら が住民からの不平や意見を聞き、それを政府に即座 に伝える仕組みである。統合後のルイビル/ジェ ファーソンカウンティの議会には、ディストリクト ごとに配置された議員が計26人おり、1議員はディ ストリクトがおよそ2万6千人であることからその 人数の住民の代表という位置づけになる。統合前に は20万人以上を代表する議員が複数いたが、統合 後はより民主的になったといえる。各議員はディス トリクトごとに会議を開いており、住民と議員との 距離も近くなり、住民の意見をより聞きやすくなっ たほか、統合前は、住民は自分たちのカウンティの コミッショナーが誰であるかを知らなかったのが, 統合後は住民が自分たちの代表者(議員)が誰であ るかをよく認識するようになったという。

たとえば、ルイビル/ジェファーソンカウンティ

では、駐車違反(放置自動車)が現実に頻発する問題となっているが、統合前のカウンティはその問題に対応する能力がなかった。ところが、統合政府がディストリクトに分けて管理するようになったことで、市民からの苦情や情報提供を通じて、放置自動車を機動的に取り締まれるようになったという。具体的には、市民は放置自転車があれば議員に通報し、3日以内にその自転車を行政が移動する仕組みになっており、きめの細かな対応ができるように工夫されている。

なお、統合による影響か、パブリック・マネジメ ントの効率化の機運による影響かは定かでないな いが、インタビュー対象の各政府とも市長が戦略計 画を示し、その業績を定量的データで追跡して図示 したものをホームページで広く公開するなど、評価 活動を通じたアカウンタビリティ強化には余念が ない。たとえば、ルイビル/ジェファーソンカウン ティでは、現在のフィッシャー市長が戦略計画とし て、サービスの質の向上、歳出入のバランス確保、 雇用増加などの5つの目的を示し、それらに基づき 21の目標を設定し(たとえば、サービスの向上で は、道路・歩道整備や犯罪抑制、消防サービスの充 実など)、それらの目標がなぜ重要なのか、どのよ うに達成するのか、さらにその達成状況を指標値で 示したり、HP上で投票できるようにしている11。 また、行政サービスのうちGISを用いて地図上でど のようなものが自分の家の近くで提供されている か,加えて、学校や公園、病院、消防署、警察署、 リサイクルセンター等の各種公共施設の場所はど こにあるかを確認できるようになっている¹²。

わが国の都構想への示唆

日本の都構想は、世界の都市間競争に打ち勝つための一元的な政府の樹立をめざしている。都構想を検討するうえで、米国のシティ・カウンティ統合の事例から得られる知見は、各国の自治制度やその背景にある自治の思想、文化等をふまえる必要があるものの、次の点は有益な示唆と思われる。

第一は、地域の経済発展の可能性のために、制度 改革により中核をつくるという発想である。基礎自 治体と広域自治体が統合する米国のシティ・カウン ティ統合政府は、二重行政の非効率を解消する体制 であり、その結果として、地域の経済発展、サービ ス水準や公平性の向上などが期待されてきた。統計 分析では、統合によるメリットを明瞭に抽出できて いないが、事例研究からは、シティ・カウンティ統 合政府が経済発展を実現する行政体制であると認 識され、いくつかの事例ではその効果も確認されて きた。米国では日本と異なり多様な行政体制を採用 してきたが、それらの中でもシティ・カウンティ統 合は地域に大きな影響を与えうるものとして注目 されてきた。その際意識されてきたことは、地域の 中核を維持、発展させるという発想である。周辺地 域を編入していく過程で中核を拡大していくこと が、カウンティ全体のサービス水準の維持の財源に もなる。わが国は、中山間、農村、過疎のみならず、 地方都市においても, 近隣の規模の大きな都市に人 口が吸引されている現状がある。周辺地域それ自体 の維持に目を向けるよりも、中核を維持、拡大する という戦略が、翻って周辺地域のサービスの維持に つながる可能性を検討すべきである。格差ばかり懸 念して中核づくりの検討を避けていては、周辺地域 からはじまる地域全体の沈没を待つばかりである。

第二は、統合政府樹立後の参加手続を確実に確保している点である。広域自治体も基礎自治体と同じく自治体であり、民意に基づく行財政運営が要請されるのであるから、その民意をくみ取る装置が統合政府でも同様に必要である。ところが、わが国の都構想では、都における参加手続に関する議論は聞こえてこない。大阪市を分割した特別自治区が住民に身近な政府になったとしても、市民をはじめ都民の関心の高い都の政策への参加が十分でなければ、大阪都は民主的政府とは言い難い。都を樹立する際には民主制を強化する装置を備える必要がある。パブリック・ヒアリングのみが妥当な手法とはいえないが、そうした手法も含め、都政へのできる限り丁寧な参加手続を担保しておく必要がある。

第三は、サービス水準と税負担の格差の許容である。これは都構想のみへの示唆ではなく、わが国の 今後の地方のかたちを考えるうえで必須の前提作 業となるであろう。シティ・カウンティ統合政府 の構造は、USDとGSDの2つの区域における異なるサービスと税を許容するものであり、GSDにおいては個々の郊外自治体の行財政運営をさらに許容するものである。広域政府のみがあり、基礎自治体がない地域もある米国とは異なり、日本はいずれの地域でも市町村がありそれらを包括する都道府県があるため、単純な比較はできない。とはいえ、米国のシティ・カウンティ統合政府では、同じ広域政府内であるのに、サービス水準と税が大きく異なる環境を住民が支持している点に注目すべきである。

米国の住民にとっては、周辺地域と中心地域で サービス水準が大きく異なることを懸念する意識 をもつのではなく、中心地域に編入されれば税負担 が重くなる点を懸念する意識が強い。裏を返せば、 税を上げないために、サービス水準は低くてもよい という住民の選択も、尊重すべき自治のかたちであ る。いずれの地域でも市町村が義務付けられた一定 水準のサービスを維持する、重たい日本の行政体制 の限界を打破するためには、サービスの切り下げ と、税負担の軽減という選択肢を視野に入れる必要 性を強く感じる。現在、日本の市町村や府県で提供 しているサービスはいずれも住民に不可欠なもの であろうか。必要性が乏しくても、少しでも必要性 を見出せるのなら当該サービスは必要といって事 業を積み上げていくのではなく、不可欠かどうかを 市町村と府県の地方政府間関係の中で吟味するこ とが求められる。

現状の市町村と府県による体制と,都構想のいずれが妥当かは,いかに地域の中核をつくり地域全体のサービスをどのように維持するか,そしてそれをいかに民主的に決めていくかを検討しなければ判断することはできない。

[付記] この資料は科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)[研究課題番号:25380178]による研究成果の一部である。

注

1 カウンティを含む地方政府は、州の下位機関として 州が付与する権限のみをもつとする考え方 (Dillon's Rule) と、地方政府の法が州法に先行する考え方 (Cooley's Doctrine) があり、後者を背景に自治憲章 を制定する動きがあるが、あくまで自治憲章は州法 からの授権であるとされる(橋都2006:70)。なお、 米国のカウンティの規模は、日本の府県に比べてか なり小さい。たとえば、50万人以上は大規模なカウ ンティ,5万人から50万人未満は中規模のカウンティ と呼ばれ、5万人未満で日本の都市より小さなカウン ティも存在する (E. Istrate et al. 2014: 6)。 府県の もとには必ず市町村があるが、カウンティのもとに 市町村がない地域もある。また、カウンティの事務 は地域により異なっており、たとえば、メリーラン ド州モンゴメリーカウンティのように教育を担う場 合もある。このように米国のカウンティは多様であ る。ただし、州と府県が同レベルかといえば、府県 は州のように立法権をもたないためその機能は大き く異なると言わざるを得ない。日本の府県は米国の カウンティと比べ人口規模が大きく多様であるが, ただし、主要道路の整備や産業政策を実施するなど 広域政府として期待される機能を保有している場合 が多く、本稿ではカウンティを府県レベルの自治体 と捉えることにする。

- 2 成功モデルが多いとはいえ、米国の自治制度や地方 政府間関係、自治体の規模、あるいはエスニシティ の多様性などのデモグラフィック要因と、わが国の それらは異なるため単純比較は困難ではあるが、広 域的な自治体と基礎的な自治体が一体化する現実の 事例から得られる示唆は、構想レベルの話だけで議 論するよりも多い。
- 3 筆者がインタビューを実施した2013年には、ナッシュビル/デビッドソンカウンティの50周年を記念してセレモニー等が開かれ、地元マスコミでその様子が放映されていた。
- 4 政府組織の名称は、ルイビル/ジェファーソンカウンティは正式にはLouisville-Jefferson County Metro Governmentと言い、略称としてLouisville Metro Governmentが使用されており、レキシントン/ジェファーソンカウンティはLexington-Fayette Urban County Government、ナッシュビル/デビッドソンカウンティはMetro Government of Nashville and Davidson Countyと呼ばれる。
- 5 シティ・カウンティ統合事例と実現しなかった統合 検討事例の一覧はK. Murphy (2012) を参照。
- 6 特別区政府は、シティなどの一般政府とは異なり、

消防や公園・レクリエーション、ごみ収集・処理、 上水道、図書館、病院などの特定のサービスを供給 するために住民の税をもとに特別に設置される地方 団体である。東京都の特別区とは全く異なる組織で、 「行政委員会」と呼ぶ方が適切であるといわれる(原 田2001: 3)。本稿では「特別区」ではなく「特別区 政府」と呼んでいる。公立学校を運営する学校区政 府(school district governments)は特別区政府の 一種である。学校区は、地方政府や州(一部にカウンティ)の管理下にある。特別区政府は住民発意に よる設置が建前になっているが、往々にして行政や 議会により設置されている。

- 7 なお、公平性のうち、マイノリティの政治的影響力 に関する検証研究は少ない。
- 8 数値は2000年の人口である。Pennsylvania Economy League (2007) による。以下本文中の括弧内の数値 も同じ。
- 9 レキシントン/フェイヨットカウンティではUSDのことをUSB (Urban Service Boundary) と呼んでいる。
- 10 もちろんレキシントン/フェイヨットカウンティでもパブリック・ミーティング (http://www.lexingtonky.gov/index.aspx?page=930) が開催されており、シティカレンダーについては、http://www.lexingtonky.gov/index.aspx?page=17を参照(双方とも2014年6月23日筆者アクセス)。なお、ナッシュビルのパブリック・ヒアリングと、レキシントンでのパブリック・ミーティングは、同じように住民と対話する会議であり、地域により会議体の呼称が異なる。
- 11 http://mayor.louisvilleky.gov/strategicplan/参照 (2014年5月11日筆者アクセス)。
- 12 http://mapit.louisvilleky.gov//参照(2014年5月11 日筆者アクセス)。

<参考文献>

- 高寄昇三. 2011. 「虚構・大阪都構想への実証的反論」『市 政研究』第170号, 84-91.
- 財団法人自治体国際化協会 (ニューヨーク事務所). 2006. 『米国の地方自治体における政府体制と人事制 度』.
- 原田敬美。2001。『アメリカの地方自治』港区役所。
- 橋都由加子. 2006.「アメリカにおける連邦・州・地方の 役割分担」」『主要諸外国における国と地方の財政役割 の状況報告書』財務省財務総合政策研究所, 65-132.
- Booth, D. A. 1963. Metropolitics: The Nashville

- Consolidation. East Lansing: Michigan State University.
- Carr, J. B. 2004a. "Whose Game Do We Play? Local Government Boundary Change and Metropolitan Governance," in Feiock, R. C. (ed), *Metropolitan Governance: Conflict, Competition, and Cooperation,* Washington, D.C.: Georgetown University Press, 212–239.
- Carr, J. B. 2004b. "Perspectives on City-County Consolidation and Its Alternatives," in Carr, J. B. and R. C. Feiock (ed), *Metropolitan Governance: Conflict, Competition, and Cooperation*, Washington, D.C.: Georgetown University Press, 3–24.
- Carr, J. B. and R. C. Feiock. 1999. "Metropolitan Government and Economic Development," *Urban Affairs Review*, 34 (3): 476–488.
- David, H. and P. S. Atkins. 2008. *Urban and Regional Policy for Metropolitan Livability*. Armonk, New York: M.E. Sharpe.
- Feiock, R. C. and J. B. Carr. 1997. "A Reassessment of City/County Consolidation: Economic Development Impacts," *State and Local Government Review*, 29 (3): 166–171.
- Fauk, D. G. and M. Hicks. 2011. *Local Government Consolidation in the United States*. New York: Cambria Press.
- Johnson, L. S. and J. B. Carr 2004. "Making the Case for (and Against) City-County Consolidation: A Qualitative Comparative Analysis," in Carr, J. B. and R. C. Feiock. (ed), City-County Consolidation and Its Alternatives: Reshaping the Local Government Landscape. M. E. Sharpe: 246–290.
- Istrate, E, K. Mak, A. Nowakski, and The Ryndon B. Johnson School of Public Affairs. 2014. Why Counties Matter Paper Series Issue1, Strong Economies, Resilient Counties: The Role of Counties in Economic Development, National Association of Counties (NACo).
- Leland, S. M. and K. Thurmaier. 2004. Case Studies of City-County Consolidation: Reshaping the Local Government Landscape. New York: M.E. Sharp.
- Leland, S. M. and K. Thurmaier. 2006. "Lessons from 35 years of City-County Consolidation Attempts," *The Municipal Yearbook 2006*, Washington, D.C.:

- International City/County Management Association: 3–10.
- Leland, S. M. and K. Thurmaier. 2010. *City-County Consolidation: Promises Made, Promises Kept?*Washington, D.C.: Georgetown University Press.
- Martin, L. L. and J. H. Schiff. 2011. "City-County Consolidations: Promise Versus Performance," *State and Local Government Review*, 43 (2): 167–177.
- McArthur, R. E. 1971. *Impact of City-County Consolidation of the Rural-Urban Fringe: Nashville-Davidson County, Tenn*, Economic Research Service, U.S. Department of Agriculture (BiblioGov. 2012).
- Murphy, K. 2012. *Reshaping County Government: A Look at City-County Consolidation*. National Association of Counties (NACo).
- Pennsylvania Economy League of Southeastern Pennsylvania. 2007. A Comparative Analysis of City/County Consolidation.
- Savitch, H.V. and R. K. Vogel. 2004. "Louisville/ Jefferson County, Kentucky: Merger in Louisville/ Jefferson," in Leland, S. M. and K. Thurmaier (ed), Case Studies of City-County Consolidation: Reshaping the Local Government Landscape. New York: M.E. Sharp, 272–290.
- Seamon, F. and R.C. Feiock. 1995. "Political Participation and City/County Consolidation: Jacksonville-Duval County," *International Journal of Public Administration*, 18 (11): 1741–1752.

受稿:2014年6月28日 受理:2014年7月17日